

平成23年第6回玉城町議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日 平成23年 9月 2日

2. 招集の場所 玉城町議会議場

3. 開 会 平成23年 9月 6日

4. 応召議員

1番 小林 一 則 君

2番 中 野 勇 君

3番 山 本 静 一 君

4番 北 川 雅 紀 君

5番 鈴 木 加奈子 君

6番 小 林 豊 君

7番 前 川 隆 夫 君

8番 風 口 尚 君

9番 川 西 元 行 君

10番 中 瀬 信 之 君

11番 山 口 和 宏 君

12番 奥 川 直 人 君

13番 高 木 市 郎 君

14番 東 谷 富 雄 君

5. 不応召議員 なし

6. 出席議員 14名

7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長 辻 村 修 一 君

副 町 長 中 郷 徹 君

教 育 長 山 口 典 郎 君

会 計 管 理 者 前 田 浩 三 君

総 務 課 長 大 南 友 敬 君

税 務 住 民 課 長 田 畑 良 和 君

生活福祉課長 林 裕 紀 君

建 設 課 長 松 田 幸 一 君

上下水道課長 東 博 明 君

病 院 老 健 事 務 局 長 小 林 一 雄 君

教育事務局長 中 西 元 君

総 務 担 当 課 長 補 佐 田 村 優 君

産業振興課長 田 間 宏 紀 君

政 策 財 政 担 当 課 長 補 佐 中 村 元 紀 君

教育委員長 加 藤 禎 一 君

監 査 委 員 中 西 正 光 君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 辻 誠 君

同 書 記 宮 本 尚 美 君

同 書 記 内 山 治 久 君

日 程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 議案第39号 平成22年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について（質疑）

第3. 議案第40号 平成22年度玉城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑）

第4. 議案第41号 平成22年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑）

第5. 議案第42号 平成22年度玉城町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

て(質疑)

- 第6. 議案第43号 平成22年度玉城町山村振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第7. 議案第44号 平成22年度玉城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第8. 議案第45号 平成22年度玉城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
て  
(質疑)
- 第9. 議案第46号 平成22年度玉城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について(質疑)
- 第10. 議案第47号 平成22年度玉城町病院事業会計決算の認定について(質疑)
- 第11. 議案第48号 平成22年度玉城町水道事業会計決算の認定について(質疑)
- 第12. 議案第49号 平成22年度玉城町介護老人保健施設事業会計決算の認定について  
て  
(質疑)
- 第13. 議案第50号 平成22年度玉城町下水道事業会計決算の認定について(質疑)
- 第14. 議案第51号 町税条例等の一部改正について(質疑)
- 第15. 議案第52号 玉城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について(質疑)
- 第16. 議案第53号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第3号)(質疑)
- 第17. 議案第54号 平成23年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(質疑)
- 第18. 議案第55号 平成23年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
(質疑)
- 第19. 議案第56号 平成23年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第1号)(質疑)
- 第20. 議案第57号 平成23年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)(質疑)
- 第21. 議案第58号 平成23年度玉城町水道事業会計補正予算(第1号)(質疑)
- 第22. 議案第59号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)(質疑)

#### 開議の宣告

(午前9時00分開議)

○議長(小林一則) 只今の出席議員数は、14名で定足数に達しております。

よって、平成23年第6回玉城町議会定例会第3日目の会議を開会いたします。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により議長において

14番 東谷 富雄 君

2番 中野 勇 君

の2名を指名いたします。

次に、日程第2 議案第39号 平成22年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし日程第13 議案第50号 平成22年度玉城町下水道事業会計決算の認定についてを一括議題としこれより質疑を行います。各議案の質疑につきましては後日予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって質疑は一括上程されました、議案第39号ないし議案第50号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言を許します。12番 奥川直人君

○12番(奥川直人) 2Pをお願いします。議案第39号の2Pの5行目でございます。景気低迷による厳しい財政状況が続く中、第5次玉城町総合計画の将来に掲げました誰もが安心して元気に暮らせる町ふるさと玉城を目指して調整運営に努めてまいります。議会並びに議員各位のご理解ご協力をお願いします。ということで出ております。この件につきまして基本構想は議会として承認をさせていただきました。今後の目標に向かって住民一人ひとりがどのように周知をし、協力を得ようとしているのか。この件が1点です。

もうひとつは町政運営の根幹を成す行財政改革プラン、これはできたのか。お聞きをしたい。議会にも提示をまだされておられませんし、議会並びに議員各位の理解というのは基本的には行財政改革プランと総合計画がマッチした形で判断をしていくことも必要かと、このようにも考ますのでお聞きしたいと思います。それと議案第40号の4行目でございます。特定保健指導に積極的に取り組みということで取り組んでこられた訳ではありますが、具体的にどのような施策を講じられたのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長(小林 一則) 町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 今回この決算ということのご審議の中でむしろ決算よりもこれからのことのご質問ということで受けとめをさせていただきましたが、周知の考えの基本は全て情報公開、或いは情報提供の中でより住民のみなさん方が行政に係わっていただくという形でなければならんと思っておりますから、色んな媒体、或いは直接町の職員、或いは住民のみなさん方のボランティア活動等の参画を得まして、より協働の町づくりで町政推進をしていく。これが基本的な考えでございます。そして行革のプランにつきましては、本年の10月を目途にこれを纏めたいという考え方で現在おる次第でございます。それから、健康のことは担当課長からお答します。

○議長（小林一則）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀）平成 20 年度から義務付けられた特定検診、特定保健指導でございますけれど、まず平成 20 年度から始まった人間ドックも一緒にやらしていただいております。多数の自治体は人間ドックを廃止をしておりましたが玉城町はこれを 1 万円の負担金で取り組んでいるということで、これも受診率の中に入りますので、積極的にとりこんでおります。それとこれに伴いまして、検査結果ですが、従前は人間ドックの結果をそのまま住民の方に知らせて自己管理をしていただいていた。これをしっかり活用させていただきたいということで、申込の時に同意書を取りまして、そこで私どもが検査結果を見せていただきながら、健康指導に入らせていただいてもいいと了解を得た方に限って受診を受けていただくという取り組みにしました。この結果が芳しくないという方につきましては保健師が順次、このお宅にお電話をするなり、出かけるなどして、保健指導を積極的に行っています。ただ、ここは平成 22 年度の決算でございますので 22 年度だけで済むんですが、23 年度のことでも宜しいでしょうか。23 年度ですが 3 年間終わりました 1 回も受診されない方、55 歳の方 500 名を抽出しまして、その方々に今回の受診券の封筒の中に 3 年間受けられない理由について十数回お伺いするような葉書を同封させてもらって改修を今やっているところでございます。それとポスターを作りまして、そのポスターを公共施設並びに病院、医療機関、人が集まるところに張らせていただきまして、11 月末が特定検診の最終日になりますので、4 年目を迎えます。来年 5 年目から最後の年になりますので今年も積極的に力を入れて受診勧奨を行っています。以上でございます。

○議長（小林一則）12 番 奥川直人君

○12 番（奥川直人）町長からご答弁をいただきましたが、この席上で何度の総合計画について申しております。職員の方なり、また色々な媒体を使ってということでございますので、玉城町の場合は今、地域担当制というものがございまして、住民と行政の繋がりを深めているという意味では、地域担当制をフルに活用いただきまして、この総合計画の考え方周知、これに努めていただきたいと思っております。その辺のお考えを掘り下げてもう一度お聞きをしたい。それと行財政改革プランにつきまして 10 月ということでございますので又、これにつきましては議会が終わって、完成した時点で見せていただきますようお願いをします。それと、検査結果の関係です。特定検診に基づく検査結果、人間ドックに関する検査結果を継続し、問題のある方が 50 歳以上に約 500 名みえるとお伺いしました。その体制、保健指導していく体制、こういうものがあるのか。ここでお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（小林一則）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）従来からの考え方はこれからもより取組みを進めていきたい。やはり住民のみなさん方との双方向で意見交換、情報交換が非常に大事なことだと思っておりますので、そういう考え方で職員が自治体の代表のみなさん始め、町民のみなさん方と関わらせていただくということでございます。それから、町民のみなさん方の健康の部分での保健指導もやはり重要なことであると思っております。今年から保健師も一名増員を致しまして或いはまた、健康しあわせ委員会をお願いを申し上げて色々な事業展開を積極的に進

めていくようにしてしますので、どうぞ宜しくお願いをいたします。

○議長（小林一則）12番 奥川直人君

○12番（奥川直人）先ほど周知をしていく中に町長の言葉で双方向という言葉がございます。双方向という言葉は具体的にどういうことなのかということが理解できませんのでお聞きをしたい。それと保健指導につきましては、保健師1名ということでございます。体制の継続、そして日常の変化の管理、これは年間を通じてでございますし、個々の人の個人の変化も含めてきめ細かに進めていただきまして最終的には個々の健康の維持管理、それと、国保の財政の安定含めましてお願いをしたいと思っておりますので、最後に双方向ということをお聞きをします。

○議長（小林一則）町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）双方向ということは一方通行でないということです。両方で意見交換をするということです。

○12番（奥川直人）ありがとうございました。

○議長（小林一則）他ありませんか。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子）前段の議員さんとおなじ部分で質問させていただきます。「だれもが安心して元気に暮らせるまち ふるさと玉城」をめざしてと、このように標語いたしました町長は取組んでおるとのことでございます。その中で特に私思いますのは、やはり、病気になったときの或いは重症にならないようにするためには国民健康保険は大切な問題だと思っております。2000世帯余りの国保の方々に対しまして保険料の徴収をいたしておりますが、医療費等の費用負担、これが国保会計の中で見てまいりますと21年度のデータでしか他町との比較はできませんけど、世帯当たりの保険料は29市町の中で高い方から5番目の高さです。そして、ひとりあたりの費用額は下から7番目というこのギャップ、この問題をこれまで何度も申し上げてきたところでございます。最後の議会でもございますので、改めてこのことを指摘をしたいと思っております。例えば医療費が高い明和町比べましても、玉城町の世帯あたり保険料29,400円の差がございます。多気町と比べますと費用負担については玉城よりも高いわけですけど、保険料におきまして玉城町よりも43,630円低い。松阪市、医療費等の費用負担は玉城より高いです。でも保険料におきましては28,831円玉城町より低いです。伊勢市と比べました。19,250円余り伊勢市よりも玉城町が高いという状態でございます。そういうことを見た場合に、やはり国保会計へ貸付けをする、そして国保会計から返還を求める。こういうことでなくて、命を守る。この立場に立って国保会計を見ていくということが必要ではないか。全国平均におきましても、一般会計からの繰入という、1人当たり1万円の繰入というデータがでております。そういったことから見ましても、玉城町の国保会計への貸付けをするとまた返還を求める。このあり方は非常に問題があると思っております。払えない人がどんどん増えてきています。滞納率が増えてきています。国保料が払えなくて、何で病院で100%の窓口負担で医者に掛れるでしょうか。この問題について町長はこの「だれもが安心して元気に暮らせるまち ふるさと玉城」この票題と考え合わせましてどのようにお考えなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小林一則） 町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 玉城町の事情を議員からも説明をいただいた次第です。町全体として医療費の増加をもう少し押さえていくような努力がいるという中から、特に健康づくりの取り組みに力を入れていこうという動きをさせていただいておる次第でございます。基本的な考え方は個々につきましては何度も申し上げておりますように、それぞれが相互扶助の共済制度でありますから、その中で運営をさせていただいておって、法定の繰入、或いは、それ以上のことも皆さんのご意見を賜りながら、一部繰出しをさせていただいておる次第でございます。なかなか玉城町の事情もありますけれども、昨日の質問でもお答えをさせていただきましたように高齢化の急速な流れの中で大変なこの制度自体の将来厳しいものがあるという全国的な流れになっておりますのはご承知のとおりでございます。また、当然のことながら生活にお困りのみなさんにつきましては、個々に色んな救済制度の中でご支援をさせていただいておるという考え方で行政サービス事務手続きをさせていただいておりますので、どうぞ宜しくお願いをいたします。

○議長（小林一則） 質疑は簡明にお願いします。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子） 他町、近隣と比較しましても3万円から4万円も世帯当たりで国保料が高いというこの玉城町の現状をみまして、町長も法定外繰入をする方向には傾いていたことには承知をいたしております。けれども今だに返還を求めるといような、こんな状況にあります。高齢化と言われましたけれども、玉城町よりもはるかに高齢化は他町の方が進んでいるわけございまして、また、基金、繰入、単年度の予算の中でも、消化せずに余して行って、基金へ繰り入れていくという、そういうやり方をやっておりますが、この3億円、この金額についてはやはり町民の福祉の向上のためにこそ使うべきだと思っております。この3億円をすべて国保会計に入れよと言っているのではありません。他にも使い道はいっぱいございます。なにしろ町自治体の仕事は福祉の向上、これでございます。国民健康保険というのは互助会制度ではございませんし、相互扶助のそういうものではありません。国保というのは、福祉施策でございます。そのことを年頭におきまして、法定外繰入を少しするようになったとは思っておりますけど、これをもっと完璧に法定外繰入をしていくように方向を返還してもらいたいと願って、先ほどから詳しい内容について指摘をしながらお伺いをしたところでございます。宜しくお願いをします。

○議長（小林一則） 町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 毎回毎回、長い間の活動の中で鈴木議員のご主張として受け止めをさせていただいてまいりましたが、こうした運営の制度、或いはまた、国保財政についての繰出し等の考え方につきましては議会相違の中でお認めをさせていただいて運営をさせていただいておる次第でございますので、どうぞ宜しくお願いをいたします。

○議長（小林一則） 他ありませんか。3番 山本静一君

○3番（山本静一） 2Pの下から5行目でございます。議案第40号 国民県保健保険会計でございます。町長の説明では現年度の徴収率が91.3%ということで説明されております。しかし、調定額をみますと80.5%で現年度と調定額の差が随分あります。現年度重視と思われまうけれども、その点はどうか。

○議長（小林一則）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀）収納済額を分子にしまして分母は調定額、これが一般被保険者と退職被保険者、2行に分かれています。足すと91.3%になると思います。

○議長（小林一則）3番 山本静一君

○3番（山本静一）収入額が3億8千500円、調定額が4億7千円ですね。調定額というのは今だけを徴収しますよ。という意味ですね。

○議長（小林一則）暫時休憩いたします。

（午前 9時33分休憩）

（午前 9時34分再開）

○議長（小林一則）再開いたします。生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀）現年度は91.3%ですが、やはり滞納を入れますと80%台に落ちるということですね。これにつきましては、今、滞納が進んでいる中で景気が停滞しているところのようなことで説明はしておりますが、滞納する世帯数がどんどん増えている状況ではなく、国保の納期は12期ございます。今まで1期か2期少ない納期を未納だった方が急に7期8期末納というふうに期数が増えているというのが滞納になってきている一番大きな要因でございます。翌年度にまたがりますと、過年度分になるわけですが、現年度を中心に収納を行っておるために、どうしても過年度が遅れていく格好になっています。もちろん分納制約をしまして、払ってもらってますが、実は追いつかないという現状があるということが、そもそも過年度が増えてきて過年度の徴収率が悪く、押し下げて現年が91.3%あるんですけど、足すと80%になってしまうと、こういうことです。ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小林一則）3番 山本静一君

○3番（山本静一）そういう現状は理解できるんですけども、年々未収率が上がってまして今回でも過年度、現年度で9千ながしと。約1億近い金が未収になっております。だから私は現年度の格好のいい数字ではなし、全体で町が徴収しなくてはならないという金額で表現されて町民のみなさんにそういう状況を知っていただいて町としても調定額を重視して回収していくという方向で進んでいただきたいということです。

○議長（小林一則）生活福祉課長 林 裕紀君

○生活福祉課長（林 裕紀）国保の収納につきましては税と違った特殊なことがございまして、例えば減免一つの取りましても、いろんなさまざま理由で減免とか納期を延納するという制度もございます。これを活用していただきたいために未納の方には、再三、広報とか文書でまず役場へお越しく下さいと申し上げとるんですが、なかなかお越しいただけません。従いまして年に1回の保険証の更新のときに1ヵ月だけ猶予のついた保険証を送らせていただきます。そうしますとこれは10月末になると切れますので、そうしたらまた、来ていただけるかなということを含めてやるんですが、やはり病院いかなければ、保険料を払わなくてよいと錯覚されているのでしょうか。そういう感覚があるみたいで、また、いつかは社会保険に戻られると、その期間が空白になってしまいます。調定額がきっちり上げておりますので、本当は隠れた部分で社保に入っている方が届け出をしてくると未納

の請求をされるのではないかと、こういうこともあってなかなか把握ができておりません。日本年金保険機構と社会保険の資格をもう少し上手にデーターを取っていきたい。社会保険に再度加入された方については、まず資格取得を切る。資格取得の届け出がないと調定がどんどん増えてきます。これは他の税とは違うものですので、この辺りが潜在的に収納率を下げている要因になっているのではないかと考えております。これからも滞納分についてもきっちり滞納処分もやって収納率の向上に努めてまいりたいと思いますので、宜しくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（小林一則） 数字的なこと、詳細につきましては、後刻常任委員会でお世話になるということでお願いをしたいと思います。制限回数も決められておるということもございますので、ご周知のうえご質疑をいただきたいと思います。

○議長（小林一則） 5番 鈴木加奈子さん 回数制限がございますので遵守いただきたい。暫時休憩いたします。

（午前 9時45分 休憩）

（午前 9時49分 再開）

○5番（鈴木加奈子） 1件だけお願いいたします。病院の経営については、ずいぶんと本泉院長とともに町当局も取り組んでいただいております。看護師さんの定着を図るための努力もしていただいております。そんな中にありまして、個々に町民の健康を支え、町民のみなさんからも支えられる病院経営を基本理念にということで健全経営基盤の早期確立を目指しとある訳でございます。この気持ちは町民も議員でも皆同じ思いであると思うんですけど、それに役立つのではないかとと思うんですけども、リハビリの集中療養ということで、相当リハビリ点数が引き上げられたということもありまして1日3時間以上ということでリハビリ室だけで行うのではなくて病床の中でのベッド、或いはトイレを使うとき、また食事を含めまして、それを実践リハビリと言うのだそうでございます。そういうことで取り組む病院が増えてきているのでございます。そういう取り組みはもう既になさっておられるのか。今後検討なさるのかお聞きしておきたいと思っております。

○議長（小林一則） 病院老健事務局長 小林一則君

○病院老健事務局長（小林一則） 鈴木議員のお話の件ですが、現在、私も理学療法士がおりますので両方についてやっております。もう実践しております。

○議長（小林一則） 13番高木市郎君

○3番（高木市郎） 総括的なことで1点お尋ねしたいと思います。町長の提案説明、私なりに要約してみますと歳入が56億、歳出が53億、3億の差引がありました。前年対比は歳入歳出ともに10%余り伸びました。事業はだいたい予定通り町民のみなさんの協力、議会のみなさんのご理解で遂行ができました。おかげ様でありとうございました、というような町長の提案説明であったと私は要約しております。その中で平成22年度決算が行政効果、経済効果でどの様であったのか。また、先ほど言われてますように町民の福祉の成果、これは町長自身がどのように認識をされておられるのか。お尋ねをしたいと思います。全体的なことです。できましたら、成果をABCでお答えいただければと思います。

○議長（小林一則） 町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）全体のご意見でございますが、特にこうして議員のみなさん方のご審議  
いただく資料としても、既にお届をいたしております、この成果の資料なり、決算での監  
査委員さんの意見なりというものは町民のみなさん方に公表するという制度になってま  
すし、また、要点は町の広報の中で具体的にどういう事業にどのようなお金を使わせてい  
ただいたのか、どういう成果があったのかということもすべて公表しなければならない部  
分と努めて公表させていただいているという考え方で進めさせていただいておることを  
ご理解賜りたいと思います。玉城町の場合はご承知いただいているように特に企業さんか  
らの税をいただくということで、近隣の町にはないという特徴があります。そしてまた、  
良い形で人口増、定住が徐々に、戸数が増えてきておる良い傾向にございまして、そう  
いう部分での安定財源というものは努めて努力をしていく政策推進をしていく。教育や福祉  
や医療、そういった環境が整った町というふうなことが、この玉城町を選んでいただい  
てるひとつではないかなと思いますし、そのことにこれからも力を入れていかならんと  
思っています。毎年、予算の規模は当然変化がございます。それは、その年、その年のハ  
ードの事業、ソフトの事業、そして、国県のいろんな財政事業からの動きというような  
ものがございますから経済的な影響が非常に多い訳でございます。そういった中での変化は  
ございますけどやはり1番は議員のみなさん方や町民のみなさん方の暖かい理解をいた  
だいて計画どおり事業を進めさせていただいてますことを厚くお礼を申し上げたいと思  
います。計画より早く事業に着手できるということは、いい形で推進ができてることだ  
と思っております。ハードの大きなことも考えなければならない時も来るかもしれません  
けど、やはりここは経済情勢、或いは国の経済情勢が非常に厳しい。町もその影響を受け  
ておる訳ですから、健全財政の中で一つひとつ住民の皆さん方の期待に答えさせていただ  
く。その中で行政の役割、住民のみなさん方個々にまちづくりにご参画をいただくとい  
うことも是非お願いを申し上げて行政推進をさせていただくことが大事だと思っておる次  
第でございます。概ねいい形で事業推進をさせていただいておると私どもは思っておる次  
第でございますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○13番（高木市郎）了解です。

○議長（小林一則）他ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

○議長（小林一則）質疑なしと認めます。

これをもって一括上程されました議案第39号、ないし議案第50号についての町長の提  
案理由に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第14議案第51号町税条例等の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。

発言を許します。5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子）今回出されてまいりましたのは国におきましての改正に基づいてとご  
ざいますが、特に問題があるのではないかなと思うのは、税制審議会におきまして、こ  
の上場株式に係る所得の関係の優遇税制の延長、そういったことが盛り込まれておりまし

て、とても問題があるかと思うんですが。一般町民にとってプラスになる点、或いは、今指摘いたしました分野におきます金額で玉城町の財政にはどのように関わってくるのか。2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林一則） 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） 今回の条例改正につきましては国の方の改正によりまして税条例の改正をいたしております。それに沿ってやっておりますので、町でどのようにというような変更はいたしておりません。町に対する影響でございますが、申し訳ございませんが、現在試算をしております。以上です。

○議長（小林一則） 5番 鈴木加奈子さん

○5番（鈴木加奈子） 厳密に試算していなくても方向としてどんな状況が出てくるかというのは見ていると思うんですが、それで結構です。

○議長（小林一則） 暫時休憩します。

（午前9時45分 休憩）

（午前9時49分 再開）

○議長（小林一則） 税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） お尋ねの上場株式等の配当所得及び譲渡所得に関する軽減の延長ですけれども、現在のところ平成23年12月までというところを平成25年の12月に延長します。現在のところが町民税が1.8%ということですので3%になりますと約2倍弱ということですから、現在上場株式等の交付金が110万ほどですから、これの2倍弱としましても、大きな影響といいますか、程度としてはその辺りです。110万という決算額の2倍弱としたところに数字の変更が出てくるということなので、1.8%がまだあと2年延長するということでございます。

○議長（小林一則） 他ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第51号に対する質疑を終結いたします。

次に、日程第15 議案第52号 玉城町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

ただちに、質疑を行います。発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、議案第52号に対する質疑を終結いたします。

次に日程第16 議案第53号 平成23年度玉城町一般会計補正予算（第3号）ないし日程第22 議案第59号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とし、これより質疑を行います。各議案の質疑につきましても、後日予算決算常任委員会で詳細な審査を行う予定でありますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲

を対象に行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって質疑は一括上程されました、議案第 53 号、ないし議案第 59 号についての町長の提案理由の説明範囲を対象に行います。

発言の際に議案第何号と言っていただくと分かり易いので議案番号を言ってください。

発言を許します。

○議長(小林一則) 6番 小林豊君

○6番(小林 豊) 議案第 53 号 平成 23 年度玉城町一般会計補正予算(第 3 号)なんですが、この中で町長の提案説明の中では 11P 目ですか、「衛生費の中で健康づくりの観点からガン検診、受診率向上モデル事業を実施する予算を新規に計上しています」とありますが具体的にこの向上モデル事業とは、どういったことをするのか。詳細に説明していただきたいと思います。

○議長(小林一則) 生活福祉課長 林裕紀君

○生活福祉課長(林裕紀) これにつきましては、歳出予算を 57 万 3 千円みております。歳入で 50 万 1 千円、県補助金をいただいて癌検診率の向上を図る事業モデルとして玉城町が採択を受けたものでございます。内容につきましては、当然啓発のパンフレットとか送るんですが、癌検診は受けられない方、受診さない方というのを対象にアンケート調査を実施したいと思っております。これは 21 年度にクーポン事業をやっております、国の無料のクーポン券事業です。クーポン券の対象であった 22 歳から 62 歳、5 歳刻みの女性に対して 942 人を想定しますが厚労省も 2 年に 1 度はこういう検診は受けるべきだと、乳がんと子宮がんですね。これを受けるべきだと勧奨されてますので、この方に受診する旨の通知をしたり未受診の理由のアンケートをしたり考えております。もうひとつは日曜日、休みの日に検診ができぬくいという話も聞いてますので田丸小学校にご協力いただいて、文化祭の日に検診車 1 台を派遣させていただこうと考えてます。この車一式お借りして、ひとり必要な 4,200 円を計上して、日曜日、休みの日にお母さんが集まる機会を狙って検診率の向上を図っていきたいことが、大きな 2 本の柱となっております。

○議長(小林一則) 6番 小林豊君

○6番(小林 豊) 県単の事業という解釈なんですけど。単年度で終わらず継続する見込みはあるのでしょうか。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(小林一則) 生活福祉課長 林裕紀君

○生活福祉課長(林裕紀) このひとつの柱として、アンケートの調査結果を分析をしまして、どういう理由で受けられないかということが分かれば、来年度にその対策の予算を計上してお認めいただきたいと思っておるのが 1 点です。それと休みの日の検診車を派遣するというのを今回、田丸小学校へさせていただきますが、受診率も見ながら、これがたくさん増えていただくことになれば当然また来年もやっていきたいと思っておりますし、これがいい結

果を得られないようであれば、違う方法を考えなければいかなのかなと思ってますので、とにかく癌検診の向上については、なんらかの形でずっと取組んでいきたいと、毎年取組んでいきたいと考えております。

○議長（小林一則） 12番 奥川直人君

○12番（奥川直人） 同じく議案第53号の11Pの上段です。「民生費では防災対策として要援護者支援台帳を作成し地域での見守り体制の充実を図りたいと考えています」とあります。たぶん民生委員さんをお願いすることになるとは思いますけど、地域を纏める民生員さん、距離が離れている民生委員さん、現実はこの防災対策として非常に急な対応ができるかということが想定できるわけでありまして、ひとは個人情報として、どうクリアーしていくかという問題があります。地域で身近で対応していただくならば、そういった情報はすでに管理していただく方に伝わっていただければならないということであれば、要援護者の方のご了解をいただけるのかどうか、というふうなこともございます。そして台帳を作成して地域でとなりますと地域の民生委員なのか、昨日私が一般質問させていただきました全体の地域をさすのか。わたしは身近であれば民生委員さんをお願いすることは非常に難しいということが想定されますので、体制を含めてどうお考えか。区としてどう考えるのか。お聞きをしたいと思います。

○議長（小林一則） 生活福祉課長 林裕紀君

○生活福祉課長（林裕紀） 要援護者台帳の整備といいますと総務の防災関係になるんですが、私の方の予算に盛りさせていただいたのは、福祉介護の関係で三重県の地域支え合い体制づくり事業補助金500万円あります。まず大切なことは地域の支え合い体制を作っていくということが主眼になりながら、その中で事業を行えば補助金が付くということがございましたので、まず、その仕組みとして、地域の支え合い体制を作るということは要援護者支援台帳を作って、それを柱にして地域の支え合いをつくっていくということで提案をさせていただいて、三重県の方で内示をいただいています。これを予算化させてもらってお認めいただいたら事業を展開したい。歳出予算は690万円に対して補助金が500万円の予算計上をしております。内容につきましては要援護者台帳を作っているんですが、今、ほとんどの自治体は紙ベースで作って、紙ベース保管をしている状況があります。今回私どもはこれから総務と詳細な打合わせをするところです。

案の段階ですが、まず全戸に調査の依頼書を封書で区長さんを通じて配布したいと考えております。その中には、例えば、常に支援をしてほしいという方から、例えば今回のような震度7以上とか大震災のときには、更なる救助をしてほしい。それ以外のときは自分宅でやりますというような。いろんな形で支援を求める方が見えます。1度にオープンしてしまいますと家族構成とか、色んな個人情報が区長さんとか民生委員さん、民生委員さんは当然守秘義務がありましようが表にでてこなければ、どれだけ前後に支援を申し上げてやはりその書類がでてこなければ意味はない。ですからある程度3段階とかレベルを決めて、いつも守ってほしい、震度5弱以上で守ってほしい、震度7以上で守ってほしい。ひとつの基準を作ってアンケートを取りたいと思います。それには当然同意書を付けますので、常に守ってほしい家庭についてはオープンにします。このオープンにした台帳

を基に地域へ出向いて地域の方に常に守っていただくという体制を作っていこうと思  
っています。それ以外の方は紙ベースではなく、全部コンピューター化します。デー  
ター化します。今度新たに専用サーバーを一台買うつもりでおります。庁舎内ラ  
ンでセキュリティーがあればパスワード等、社会福祉協議会、地域包括支援セン  
ター、役場庁舎どこでも繋ぐところがあれば見れる状態にして、ある時期が  
きたら、それを特定のものにオープンするような仕組みを作っていきたいと思  
っています。それから、毎年、出生されるお子さん、妊婦さんに発行される  
母子手帳の方も把握していきたい。身体障害者手帳を持って見える方も把握  
したいし、介護保険のサービスの適用を受けた方も登録し、その情報をリアル  
タイムに更新をしながら玉城町の情報として持っていきたいと考えています。  
大震災が起こったような時には、この情報を本人の了解を基にオープンをして、  
その地区にはこんな方が見えるということを発信したい。ただ、玉城町は津波  
を想定しにくいことは再三申し上げとるんですが、震度7以上になっても安全  
な県内の耐震できるサーバーの方へ、そのデータを蓄積して、無線で解除を  
しながら自治会長さんに分かりやすいIDパスワードを覚えて頂いて、その  
時に外部のサーバーからそのデータを取り寄せることによって、今は無線の  
色んな機械がありますからインターネットできる環境は無線であれば、携帯  
電話が通じれば、情報は取れると思いますので、そういう形ですぐに地域  
の方にメールをプリントアウトしてもらい、色んな端末で見させていただき  
ながらやってもらう、そういうことをやってみたいということで今回690万  
円の予算を計上させていただいております。以上です。

○議長（小林一則） 12番 奥川直人君

○12番（奥川直人） 個人情報なり、要援護者の対応についてお聞きいた  
します。非常にきめ細かくご説明いただきまして、更なる管理を充実して  
いただいで、いざという時に伝えるというふうなシステムも構築いた  
だくようですので期待をしております。特に先ほどお聞きした中では、  
妊婦の方と伺いまして、そうか、そういう方も見えたなあと私思  
いました。昨日の防災対策の話の中で、ここで防災対策と書かれてお  
りますし、そして地域と書かれていますが、担当者の課長の方から聞  
きますと地域は集落だと。区長、区におられます民生委員さんだと。  
こういうふうなことです。考え方につきましては、地域という表現は  
集落ということと私も受けとめますので、昨日提案をさせていただきました  
集落単位でどうしていくかということは、一部は、役割を果たして  
いただくというご答弁でありますので、全体的なこの防災について、  
町長、どうお考えかお聞きをしたいと思います。

○議長（小林一則） 町長 辻村修一君

○町長（辻村修一） 全体的な防災は昨日もお答を申し上げますけれども、  
よりきめ細かく即時に対応しなければ、人命救助なり、或いは財産の  
保護なりというふうなことができないということ。昨日、一昨日から  
の紀伊半島地域での災害等も報道されておるような状況も十分参  
考にしながらということもありまして、今やらなければならないこと、  
今やれることをこれらをできるだけ早く取り組んでいく。そしてその  
ことで住民のみなさん方や自治区のみなさん方も積極的に関わって  
いただくということが、今一番重

要なことではないかなと思っておりますので宜しくお願いをいたします。

○議長（小林一則）12番 奥川直人君

○12番（奥川直人）町長からお答をいただきました。きめ細かく即時に対応できるということで、今回、紀伊半島の震災もありましたし、そういった教訓を玉城町としてもしっかり活かしていただいて昨日ご答弁いただきましたように避難訓練含めて年内ということもお聞きしましたので、是非、そういったことを自治区含めて訓練体制がとれるようにお願いをしたいと思います。

○議長（小林一則）3番 山本静一君

○3番（山本静一）一般会計で10P、下から6行目、農地農業用施設災害復旧事業費30万円の新規計上となっております。予備費で2,200万円を増額しております。新規30万円という少額が目につきまして、やはり借入金に対してルールとか措置があるんか。ありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小林一則）政策財政担当課長補佐 中村元紀君

○政策財政担当課長補佐（中村元紀）災害復旧につきましては、国の交付税による措置がございますので、30万円ではございますけども、これに対する交付税措置がございますので借入を起こしたいということです。財源不足の借入ではなく基準財政収入額に算入される財政措置を見越した中でということをご理解いただきたいと思います。

○3番（山本静一）はいわかりました。

○議長（小林一則）他ありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって、一括上程されました議案第53号、ないし議案第59号についての町長の提案理由に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩を致します。

（午前10時08分 休憩）

（予算決算常任委員会付託表を配布する）

（午前10時09分 再開）

再開いたします。お諮りいたします。

本日質疑を終了いたしました議案第39号 平成22年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第50号 平成22年度玉城町下水道事業会計決算の認定についての各議案、及び議案第53号 平成23年度玉城町一般会計補正予算(第3号) ないし議案第59号 平成23年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、お手許に配布いたしました議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第39号ないし議案第50号及び議案第53号ないし議案第59号については、議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託するこ

とに決しました。

お諮りいたします。只今付託されました議案の審査のため、7日8日の2日間休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、9月7日、8日の2日間休会することに決しました。

なお休会中に、付託されました議案の審査をお願いいたしたいと思っておりますので、日程について事務局長から報告いたさせます。事務局長 辻 誠君

○議長(小林一則) 議会事務局長 辻 誠君

○議会事務局長(辻 誠) 日程の報告をいたします。

予算決算常任委員会を、9月7日(水)午前9時から第4会議室におきまして開会いたしますので定刻までにご参集をお願いいたします。

○議長(小林一則) 只今、事務局長報告のとおり予算決算常任委員会審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

来る9日は、午前9時より本会議を開き 委員会報告、討論採決、追加議案の上程を行いますから、定刻までにご参集願います。本日は、これを以って散会いたします。どうも、ご苦労様でした。

(午前10時11分 散会)